

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
株式会社シグマクス
代表取締役会長兼社長 倉重英樹

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、来る平成27年6月25日（木曜日）午後6時00分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
 2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー26階 「パール26」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご来場ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第7期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社定款第17条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（アドレス <http://www.sigmaxyz.com/>）において掲載いたしますので、ご了承ください。

事業報告

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、大企業を中心に緩やかな回復基調が見られたものの、消費税率の引き上げや急激な円安に伴う物価上昇による消費マインドに落ち込みが見られると共に、世界経済の下振れリスクによる景気後退懸念も払拭されず、先行き不透明な状況が続いております。このような経済環境に加え、グローバル化、デジタル化、サービス化の進展が継続しており、それらへの対応が日本企業にとって急務となっております。当社は「戦略実現のシェルパ」として、お客様の戦略立案からビジネスモデル策定、ビジネスプロセス設計、事業運営体制及びITシステムの構築までを支援し、目指す成果を実現するまでをワン・ストップサービスとして提供するべく取り組んでまいりました。

当連結会計年度の収益面に関しては、(i)オフリング開発及び投資案件に、想定以上にコンサルタントの稼働を要したこと、(ii)リアルビジネス開発にコンサルタントの活動が傾注したことにより、営業活動にかかる稼働が低下したこと、(iii)大規模PMO(プログラム・マネジメント・オフィス)案件の成約の遅れにより、一部コンサルタントが非稼働のまま待機する状態が続いたこと、以上の原因により契約高及び売上高が伸び悩み、第1四半期及び第2四半期会計期間は経常損失となりました。

第3四半期以降においては、徹底したコストマネジメントと同時に、リアルビジネス開発とコンサルティング・サービス提供にかかるコンサルタントの稼働を最適化して営業活動を活性化させたこと、及び大型PMO案件の成約により売上高が増加し、第3四半期会計期間で経常利益に転換、第4四半期会計期間においてもさらなる経常利益の増加で推移しました。一方、法人税率の引き下げ等に伴う繰延税金資産の減少により法人税等調整額を計上したことも影響し、当連結会計年度は当期純損失となりました。

当年度での新たな取り組みとしては、平成26年5月にシンガポールに現地法人(SIGMAXYZ SINGAPORE PTE. LTD.)を設立し、6月にはグローバル・サプライチェーン・マネジメントの仕組みをクラウドで提供する米国のOne Network Enterprises Inc.と戦略的パートナーシップ契約を締結いたしました。10月には投資助言・代理業を手掛けるT-Modelインベストメント(株)の株式を取得、人員増強のうえ(株)SXAに社名変更し、M&A支援事業を強化いたしました。また同月、ホテル、レストラン、バンケット(宴会)、ブライダル等の企画・運営・コンサルティング

グや、インテリア及び店舗設計を行う㈱Plan・Do・Seeのシステム子会社である㈱Plan Do See Systemに資本参加し、システム開発機能を強化しております。さらに平成27年2月には、㈱ビジネスブレイン太田昭和の子会社で、セキュリティポリシーの策定や侵入検知サービス等の情報セキュリティに関するコンサルティングを行う、グローバルセキュリティエキスパート㈱に資本参加し、多様化・高度化するネット犯罪から企業を守る包括的なサービスを提供する体制を整えました。

また、当年度開発に取り組んでおりました4つのオフリングにつきましては、リアル・デジタル・ストアマネジメントの開発が完了したことをもって、すべてのオフリングがサービス提供可能となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,155百万円、営業損失158百万円、経常損失133百万円、当期純損失321百万円となりました。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達は行っておりません。

3. 重要な企業再編等の状況

- (1) 当社は、平成26年5月9日付で100%出資子会社、SIGMAXYZ SINGAPORE PTE. LTD. を設立いたしました。
- (2) 当社は、平成26年10月1日付で㈱SXA（旧社名：T-Modelインベストメント㈱）の株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。
- (3) 当社は、平成26年10月1日付で、㈱Plan Do See Systemの第三者割当により発行した新株式を引受け、同社を関連会社といたしました。当社の持株比率は49%であります。
- (4) 当社は、平成27年2月3日付で、グローバルセキュリティエキスパート㈱の株式を取得し、同社を関連会社としております。当社の持株比率は49%であります。

4. 企業集団の対処すべき課題

当社グループにおいては、加速度的に進化を続けるテクノロジーの将来動向をにらんで、従来のソリューションサイクルをエンド・トゥ・エンドでサポートするのみならず、そのスピードの向上を目指すと同時に、先進テクノロジーを活かした事業価値創造支援を強化していく必要があります。

そのためには、コンサルタントの拡充に加え、新たなスキルの獲得・強化、また現在保有するスキルの拡大・向上を推進すると共に、社内外コラボレーションを活発化させ、価値創造のスピードアップを図っていく必要があります。

上記を実現するため、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

(1) デジタルスキルの強化

加速度的に進化するデジタル技術が、市場を左右するチェンジドライバーになっております。最新の技術及びその動向に関する感度と知識を、組織全体で高めることを目指します。

(2) Cx0コンタクトの強化

当社が提案する案件を意思決定するのは、顧客企業のトップマネジメントクラス（Cx0クラス）です。信頼を獲得すると同時に、精度の高い提案を行うべく、より戦略的にコンタクトポイントの開発及びリレーション構築を図ることを目指します。

(3) ビジネス・プロトタイピングによる価値創造の実践

戦略立案、プロセス設計、システム構築・導入という従来のウォーターフォール型アプローチに加え、仮説検証を高速で繰り返して成果に近づけていく「プロトタイピング」の能力を強化し、価値創造のスピードを劇的にあげていくことを目指します。

(4) 上記のアクションの徹底と「安定的な収益確保」の両立

当社の能力を進化させるためのアクションを推進しながらも安定的な収益を着実に確保していくことが、市場の期待である持続的成長であると認識し、その両立に取り組んでまいります。

5. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第4期	第5期	第6期	第7期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	—	—	—	8,155
営業損失(百万円)	—	—	—	158
経常損失(百万円)	—	—	—	133
当期純損失(百万円)	—	—	—	321
1株当たり 当期純損失(円)	—	—	—	16.19
総資産(百万円)	—	—	—	4,964
純資産(百万円)	—	—	—	3,830

(注) 第7期より連結計算書類を作成しております。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第4期	第5期	第6期	第7期 (当事業年度)
売上高(百万円)	7,158	10,246	9,680	8,044
営業利益(百万円)	460	702	828	—
営業損失(百万円)	—	—	—	165
経常利益(百万円)	460	703	818	—
経常損失(百万円)	—	—	—	137
当期純利益(百万円)	458	1,152	723	—
当期純損失(百万円)	—	—	—	311
1株当たり 当期純利益(円)	25.46	64.04	39.25	—
1株当たり 当期純損失(円)	—	—	—	15.68
総資産(百万円)	2,696	4,087	5,863	4,951
純資産(百万円)	975	2,128	4,097	3,839

(注) 1. 第4期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

2. 平成25年8月16日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年4月1日付で普通株式1株につき普通株式4株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 主な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、企業価値創造を支援するコンサルティング・サービスを提供しております。ビジネス／IT両面に深いノウハウ／経験を持つ経営課題解決のシェルパとして、お客様の経営課題を解決するために、戦略から企画・開発・導入に至るサービスを最適な組み合わせで提供いたします。

7. 事業所（平成27年3月31日現在）

本店：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

8. 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

企業集団の従業員数

従業員数： 364名

平均年齢： 36.5歳

平均勤続年数： 3.6年

（注）1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当期より企業集団の従業員数を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
㈱SXA	1,500千円	100.0%	コンサルティング業
SIGMAXYZ SINGAPORE PTE. LTD.	350千シンガポールドル	100.0%	コンサルティング業

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,948,400株
- (3) 当事業年度末の株主数 4,654名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
三 菱 商 事 株 式 会 社	6,732,000株	33.7%
株 式 会 社 イン タ ー ネット イ ニ シ ア テ ィ ブ	1,980,000株	9.9%
株 式 会 社 イ ン テ ッ ク	1,980,000株	9.9%
株 式 会 社 ワ コ ム	722,500株	3.6%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	702,800株	3.5%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	277,000株	1.4%
株 式 会 社 S B I 証 券	163,100株	0.8%
倉 重 英 樹	160,000株	0.8%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	125,500株	0.6%
第 一 リ ア ル タ ー 株 式 会 社	110,300株	0.6%

(注) 1. 自己株式は所有しておりません。

2. 平成26年4月1日付の1株を4株とする株式分割により、発行可能株式総数が54,000,000株、発行済株式総数が14,850,000株、それぞれ増加しております。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権
発行決議日	平成25年8月27日
新株予約権の数	414個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	165,600株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	357円
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月29日 至 平成35年8月28日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

①新株予約権の行使に当たっては、当社の取締役又は従業員であることを要する。
ただし、「新株予約権割当契約書」に記載の事由がある場合を除く。

②その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

(2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 役員の状況

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
倉重英樹	代表取締役会長兼社長	三菱商事株式会社 特別顧問 株式会社アダストリアホールディングス 取締役
富村隆一	取締役副社長	コーポレートスタッフ部門担当 株式会社新生銀行 監査役
清水照雄	取締役副社長	インダストリー担当
田端信也	取締役	CFO兼経営企画部ダイレクター
占部利充	取締役	三菱商事株式会社 常務執行役員ビジネスサービス部門CEO
成田恒一	取締役	日本タタ・コンサルタンシー・サービズ株式会社 代表取締役副社長
今福等	取締役	株式会社インターネットイニシアティブ 専務取締役第一事業部長
平野尚也	取締役	株式会社インテック 専務取締役首都圏本部長、グローバル事業部担当
角南文夫	常勤監査役	
畑伸郎	監査役	三菱商事株式会社 ビジネスサービス部門CEOオフィス室長
大久保丈二	監査役	

- (注) 1. 取締役占部利充氏、今福等氏及び平野尚也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役角南文夫氏及び大久保丈二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役角南文夫氏及び監査役畑伸郎氏は、財務及び会計部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役大久保丈二氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大久保丈二氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	242,787千円 (14,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28,800千円 (24,000千円)
合計 (うち社外役員)	11名 (5名)	271,587千円 (38,400千円)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人と当社との関係

- ・取締役占部利充氏は、三菱商事株式会社の常務執行役員であります。兼職先は当社の発行済株式の33.7%を保有する筆頭株主であります。当社は同社に対してコンサルティング・サービスの提供を行っております。
- ・取締役今福等氏は、株式会社インターネットイニシアティブの専務取締役であります。兼職先は当社の発行済株式の9.9%を保有する大株主であります。
- ・取締役平野尚也氏は、株式会社インテックの専務取締役であります。兼職先は当社の発行済株式の9.9%を保有する大株主であります。

② 当事業年度における主な活動状況

(社外取締役)

氏名	取締役会における発言の状況	取締役会への出席状況
占部利充	三菱商事株式会社の常務執行役員ビジネスサービス部門CEOを務められ、企業経営を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。	取締役会：12回中10回出席
今福等	株式会社インターネットイニシアティブの専務取締役を務められ、企業経営を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。	取締役会：12回中12回出席
平野尚也	株式会社インテックの専務取締役を務められ、企業経営を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。	取締役会：12回中10回出席

(社外監査役)

氏名	取締役会及び監査役会における発言の状況	取締役会等への出席状況
角南文夫	代表取締役CFO並びに常勤監査役としての実務を通じて培われた財務及び会計に関する高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。	取締役会：12回中12回出席 監査役会：13回中13回出席
大久保丈二	大手監査法人の代表社員及びコンサルティング事業会社の常務取締役の経験を通じて、また公認会計士として培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。	取締役会：12回中12回出席 監査役会：13回中13回出席

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき、当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外取締役との責任限定契約)

本契約締結後、本役員が会社法第423条第1項に基づき損害を賠償する責任を負う場合において、本役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本役員の会社に対する責任は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする。

(社外監査役との責任限定契約)

本契約締結後、本役員が会社法第423条第1項に基づき損害を賠償する責任を負う場合において、本役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本役員の会社に対する責任は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

23,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会社法第377条第3項に定める欠格事由に該当する場合のほか、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、効率性、指導性等を総合勘案し、当社の会計監査人として相応しくない場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 内部統制体制の整備

当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議その他重要な会議の議事録、及びその他取締役の職務執行に係る文書を適切な状態で文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社は、文書管理に関する規程を制定し、主管部署を置くとともに、これらの文書又は電磁的媒体の管理・保存方法及び保存期間等について具体的に定める。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務に伴うリスクについては当社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針・体制・手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で決定した毎年の事業計画に沿って各部署は当該年度の戦略及び実行予算を策定する。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、取締役及び使用人が法令を遵守し、企業倫理に則った行動を取る企業風土の醸成を図るため、コンプライアンス組織・運営規程及びコンプライアンス行動指針を制定する。

② 当社は、法令遵守体制を実効性あるものとするため、取締役の中からチーフ・コンプライアンス・オフィサーを選任し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当社内におけるコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの統括の下、取締役及び使用人に対し法令遵守意識を浸透させるべく、コンプライアンス組織・運営規程及びコンプライアンス行動指針の周知徹底及び実施のため、研修の定期的実施等の活動を推進、管理する。

- ③ 当社は、公益通報制度に関する運用規程を制定するとともに、これに基づいて、法令違反又はコンプライアンス組織・運営規程もしくはコンプライアンス行動指針に照らして疑義がある行為・事実について、使用人等が当社に対して直接情報提供する手段として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置して、公益通報制度を整備する。
 - ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社・関連会社に関しては、当社子会社・関連会社ごとに当社内に管理担当部を定め、定量情報及び定性情報の把握、役職員派遣、議決権行使を通じて業務の適正を確保する。
 - ② 当社は、当社子会社の取締役及び使用人に対し、当社子会社の業務執行に係る重要事項に関して、報告又は当社の承認を得ることを求め、また、当社子会社について、当社による内部監査を実施する。
 - ③ 当社は、当社子会社の事業の特性に応じて社内規程を整備し、当社が整備する公益通報制度への参加を求める。
 - ④ 当社は、当社子会社の業務に伴うリスクについては、当社子会社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針・体制・手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な使用人を配置するものとする。
- (7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人の指揮命令は監査役のみが行うとともに、その人事異動及び人事評価については、監査役の意見を聴取の上決定する。

- (8) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役の出席する当社取締役会及び経営会議その他重要な会議において、自らの担当する職務の執行の状況を報告する。
 - ② 当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンス組織・運営規程もしくはコンプライアンス行動指針に違反する行為等、当社及び当社子会社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、又は子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた場合、遅滞なく当社の監査役に報告を行う。
 - ③ 前号により報告すべき者が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務に関する事項
当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社において速やかに処理する。
- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査役は、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、社内関係部署・会計監査人・子会社などと意見を交換する。
 - ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役が当社及び当社子会社の事業の報告を求めた場合又は当社及び当社子会社の業務及び財務の状況を調査する場合は、これに協力する。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、財務体質の強化及び将来の事業展開に備えるために必要な内部留保とのバランスを保ちつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

◎ 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,624,904	流 動 負 債	1,107,646
現金及び預金	844,559	買掛金	160,634
売掛金	1,290,416	未払金	384,049
有価証券	1,000,000	賞与引当金	485,352
繰延税金資産	332,183	その他の	77,609
その他	157,745	固 定 負 債	25,704
固 定 資 産	1,339,134	リース債務	25,704
有形固定資産	169,359	負 債 合 計	1,133,351
建物	117,362		
その他	51,996	(純資産の部)	
無形固定資産	737,637	株 主 資 本	3,829,850
ソフトウェア	260,091	資 本 金	2,399,559
ソフトウェア仮勘定	468,880	資 本 剰 余 金	649,559
その他	8,665	利 益 剰 余 金	780,732
投資その他の資産	432,137	その他の包括利益累計額	836
投資有価証券	274,234	為替換算調整勘定	836
その他	157,903	純 資 産 合 計	3,830,687
資 産 合 計	4,964,038	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,964,038

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,155,718
売 上 原 価		5,972,416
売 上 総 利 益		2,183,301
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,341,844
営 業 損 失		158,542
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	424	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	20,091	
雑 収 入	6,209	26,725
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	603	
為 替 差 損	585	
そ の 他	69	1,258
経 常 損 失		133,076
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	237	237
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		133,313
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21,618	
法 人 税 等 調 整 額	166,151	187,769
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		321,083
当 期 純 損 失		321,083

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益 累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,373,070	623,070	1,101,815	4,097,955	—	—	4,097,955
当期変動額							
新株の発行	26,489	26,489		52,978			52,978
当期純損失			△321,083	△321,083			△321,083
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）					836	836	836
当期変動額合計	26,489	26,489	△321,083	△268,104	836	836	△267,268
当期末残高	2,399,559	649,559	780,732	3,829,850	836	836	3,830,687

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- ① 連結子会社の数 2社
- ② 連結子会社の名称 (株)SXA
SIGMAXYZ SINGAPORE PTE. LTD.
- ③ 連結の範囲の変更

当連結会計年度から(株)SXA及びSIGMAXYZ SINGAPORE PTE. LTD.を連結の範囲に含めております。これは、(株)SXAについては、当連結会計年度中に当社が新たに(株)SXA（旧社名：T-Modelインベストメント(株)）株式を取得したことにより、SIGMAXYZ SINGAPORE PTE. LTD.については、新たに設立したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしたものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社の数 2社
- ② 持分法適用の関連会社の名称 (株)Plan Do See System
グローバルセキュリティエキスパート(株)
- ③ 持分法適用の範囲の変更

当連結会計年度から(株)Plan Do See System及びグローバルセキュリティエキスパート(株)を持分法適用の関連会社に含めております。これは、当連結会計年度中に当社が新たに(株)Plan Do See System及びグローバルセキュリティエキスパート(株)株式を取得したことにより、関連会社に該当することになったため、持分法適用の関連会社に含めることとしたものであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の有価証券 原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産除く） 定率法
 - 主な耐用年数
 - 建物 15年～18年
 - 工具器具備品 2年～15年
- ・無形固定資産（リース資産除く） 定額法
 - 主な耐用年数
 - 自社利用のソフトウェア 5年
- ・リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

- ・賞与引当金
 - 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・消費税等の処理方法
 - 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- ・外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ・のれんの償却方法及び期間
 - のれんの償却は、5年で均等償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 241,242千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 19,948,400株 |
|------|-------------|

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年5月8日付取締役会決議にて、次のとおり決定する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 配当金の総額 | 239,380千円 |
| 2) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3) 1株当たり配当額 | 12円 |
| 4) 基準日 | 平成27年3月31日 |
| 5) 効力発生日 | 平成27年6月10日 |

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金については自己資金にて対応しております。余資については、安全性の高い金融資産にて運用しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時 価（※）	差 額
(1) 現金及び預金	844,559	844,559	—
(2) 売掛金	1,290,416	1,290,416	—
(3) 有価証券	1,000,000	1,000,000	—
(4) 未払金	(384,049)	(384,049)	—

（※）負債で計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関連会社株式（連結貸借対照表計上額274,234千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 192円03銭

1株当たり当期純損失 16円19銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,611,408	流動負債	1,086,432
現金及び預金	804,541	買掛金	161,984
売掛金	1,262,009	リース債務	5,125
有価証券	1,000,000	未払金	376,721
仕掛品	15,942	未払法人税等	8,390
前払費用	85,635	預り金	48,857
繰延税金資産	331,501	賞与引当金	485,352
その他	111,778	固定負債	25,704
固定資産	1,340,590	リース債務	25,704
有形固定資産	169,359	負債合計	1,112,136
建物	117,362		
工具器具備品	24,362	(純資産の部)	
リース資産	27,634	株主資本	3,839,862
無形固定資産	732,333	資本金	2,399,559
ソフトウェア	260,091	資本剰余金	649,559
ソフトウェア仮勘定	468,880	資本準備金	649,559
その他	3,362	利益剰余金	790,744
投資その他の資産	438,897	その他利益剰余金	790,744
関係会社株式	287,716	繰越利益剰余金	790,744
繰延税金資産	1,341		
その他	149,839	純資産合計	3,839,862
資産合計	4,951,999	負債・純資産合計	4,951,999

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,044,004
売 上 原 価		5,905,876
売 上 総 利 益		2,138,128
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,303,767
営 業 損 失		165,639
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	565	
業 務 受 託 料	22,347	
雑 収 入	6,005	28,918
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	603	
為 替 差 損	225	
そ の 他	69	898
経 常 損 失		137,619
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	237	237
税 引 前 当 期 純 損 失		137,856
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,381	
法 人 税 等 調 整 額	166,833	173,214
当 期 純 損 失		311,071

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,373,070	623,070	623,070	1,101,815	1,101,815	4,097,955	4,097,955
当 期 変 動 額							
新株の発行	26,489	26,489	26,489			52,978	52,978
当期純損失				△311,071	△311,071	△311,071	△311,071
当期変動額合計	26,489	26,489	26,489	△311,071	△311,071	△258,092	△258,092
当 期 末 残 高	2,399,559	649,559	649,559	790,744	790,744	3,839,862	3,839,862

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の有価証券 原価法
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産除く） 定率法
主な耐用年数
建物 15年～18年
工具器具備品 2年～15年
 - ② 無形固定資産（リース資産除く） 定額法
主な耐用年数
自社利用のソフトウェア 5年
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - (3) 引当金の計上基準
賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 消費税等の処理方法
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
2. 貸借対照表に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 241,242千円
 - (2) 関係会社に対する金銭債権債務
 - ① 短期金銭債権 143,236千円
 - ② 短期金銭債務 42,607千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,184,087千円
------	-------------

営業費用	377,703千円
------	-----------

営業取引以外による取引高	22,488千円
--------------	----------

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	160,457千円
-------	-----------

繰越欠損金	345,516千円
-------	-----------

その他	27,625千円
-----	----------

繰延税金資産小計	533,598千円
----------	-----------

評価性引当額	△200,755千円
--------	------------

繰延税金資産合計	332,842千円
----------	-----------

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は28,797千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は36,172千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

5. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	三菱商事 株式会社	被所有 直接 33.7	役務の提供	コンサルティ ングの提供 (注)	1,018,291	売掛金	58,831

1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、提供するコンサルティングの内容を勘案して、交渉の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社SXA	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼務	バックオフィ ス業務の受託 (注)	19,647	未収入金	13,118

1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、受託するバックオフィス業務の内容を勘案して、交渉の上決定しております。

(3) その他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	三菱商事ブ ラスチック 株式会社	なし	役務の提供	コンサルティ ングの提供 (注)	147,873	売掛金	56,808

1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、提供するコンサルティングの内容を勘案して、交渉の上決定しております。

- | | | |
|----|---------------|---------|
| 6. | 1株当たり情報に関する注記 | |
| | 1株当たり純資産額 | 192円49銭 |
| | 1株当たり当期純損失 | 15円68銭 |
| 7. | 重要な後発事象に関する注記 | |
| | 該当事項はありません。 | |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月1日

株式会社シグマックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 杉本茂次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田浩之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シグマックスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シグマックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月1日

株式会社シグマックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 杉本茂次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田浩之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シグマックスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、第7期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）の取締役の職務の執行に関して、審議の上、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針と監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査方針と監査計画に従い、取締役、内部統制部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

株式会社シグマクス 監査役会

常勤監査役 角 南 文 夫 ㊟

監 査 役 畑 伸 郎 ㊟

監 査 役 大久保 丈 二 ㊟

(注) 監査役角南文夫及び大久保丈二は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことにより、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を充分発揮できるよう、定款第29条及び第38条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条の変更につきましては、各監査役からの同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第29条(社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間で、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第29条(取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第38条(社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間で、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第38条(監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間で、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">くら しげ ひで き 倉 重 英 樹 (昭和17年9月11日)</p>	<p>昭和41年4月 日本IBM株式会社入社 平成5年1月 同社取締役副社長 平成5年11月 プライスウォーターハウス コンサルタント株式会社代 表取締役会長 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティ ングサービス株式会社代表 取締役会長 平成16年2月 日本テレコム株式会社取締 役代表執行役社長 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成18年10月 株式会社RHJIインダストリ アル・パートナーズ・アジ ア代表取締役社長 平成19年12月 株式会社RHJインターナシ ョナル・ジャパン代表取締 役会長 平成20年5月 当社代表取締役CEO 平成21年2月 三菱商事株式会社特別顧問 (現任) 平成22年4月 当社代表取締役会長 平成23年4月 株式会社アイ・ティ・フロ ンティア取締役会長 平成24年4月 同社代表取締役執行役員会 長 平成25年4月 当社代表取締役会長兼社長 (現任) 平成25年9月 株式会社アイ・ティ・フロ ンティア取締 役 株式会社アダストリアホー ルディングス(現 株式会社 アダストリア) 取締役(現 任)</p>	160,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	とみ むら りゅう いち 富 村 隆 一 (昭和34年 2月17日)	昭和58年10月 日本IBM株式会社入社 平成 3年10月 株式会社リクルート入社 平成 6年 1月 プライスウォーターハウス コンサルタント株式会社常 務取締役 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティ ングサービス株式会社常務 取締役 IBM APストラテジー・マー ケティングVice President 平成16年 2月 日本テレコム株式会社代表 執行役副社長 平成18年 6月 同社取締役副社長 平成18年10月 株式会社RHJIインダストリ アル・パートナーズ・アジ ア代表取締役副社長 平成19年12月 株式会社RHJインターナシ ョナル・ジャパン代表取締 役 平成20年 5月 当社取締役コーポレートス タッフ部門担当パートナー 平成22年 4月 当社取締役副社長（現任） 平成26年 6月 株式会社新生銀行監査役 （現任）	60,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	し みず てる お 清 水 照 雄 (昭和23年10月12日)	昭和46年4月 日本IBM株式会社入社 平成9年4月 同社取締役PC販売事業部長 平成10年1月 同社取締役流通システム事業部長 平成13年1月 同社常務取締役サービス事業担当 平成15年7月 同社常務執行役員サービス事業担当兼IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社代表取締役社長 平成16年4月 日本IBM株式会社取締役専務執行役員サービス事業担当兼IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社代表取締役社長 平成21年3月 当社マーケティングパートナー 平成22年1月 当社副社長執行役員 平成25年9月 当社取締役副社長（現任）	82,000株
4	た ばた しん や 田 端 信 也 (昭和38年3月5日)	昭和60年4月 石川島播磨重工業株式会社入社 平成元年9月 日本IBM株式会社入社 平成16年2月 同社グローバルビジネスサービス事業計画管理担当 平成18年7月 同社グローバルビジネスサービス事業計画管理担当兼IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社執行役員CFO 平成18年10月 日本IBM株式会社グローバルファイナンス事業管理担当 平成20年9月 当社CFO兼経営企画部ダイレクター 平成25年9月 当社取締役CFO（現任）	27,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	うら べ とし みつ 占 部 利 充 (昭和29年10月2日)	昭和53年4月 三菱商事株式会社入社 平成14年11月 同社コーポレート担当役員 補佐（事業投資担当） 平成18年4月 同社人事部長 平成21年4月 同社執行役員 中国副総代 表兼香港三菱商會社長 同社コーポレート担当役員 補佐（人事担当） 平成25年4月 同社常務執行役員ビジネス サービス部門CEO（現任） 当社取締役（現任）	0株
6	なり た こう いち 成 田 恒 一 (昭和29年6月30日)	昭和52年4月 三菱商事株式会社入社 平成15年9月 同社生活産業グループCEO オフィス室長 平成18年4月 同社食品本部長 平成20年4月 同社執行役員食品本部長 平成21年4月 同社執行役員生活産業グル ープCEOオフィス室長 平成22年4月 当社代表取締役社長 平成25年4月 株式会社アイ・ティ・フロ ンティア代表取締役執行役 員社長 当社取締役（現任） 平成26年7月 日本タタ・コンサルタンシ ー・サービズ株式会社代 表取締役副社長（現任）	0株
7	きく ち たけ し 菊 池 武 志 (昭和34年4月27日) 【新任】	昭和58年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成11年7月 株式会社アイアイジェイテ クノロジー営業部部長 平成13年6月 同社取締役営業・企画統括 本部長代行 平成14年6月 同社常務取締役営業統括本 部長 平成15年6月 同社専務取締役営業統括本 部長 平成16年4月 同社取締役副社長営業統括 本部長 平成16年9月 株式会社アイアイジェイフ ィナンシャルシステムズ代 表取締役社長 平成17年10月 株式会社アイアイジェイテ クノロジー代表取締役社長 平成22年4月 株式会社インターネットイ ニシアティブ専務取締役 (現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	ひらの なお や 平野尚也 (昭和26年6月23日)	昭和52年4月 丸星株式会社入社 昭和60年9月 日本タイムシェア株式会社 入社 平成2年1月 AT&T Jens株式会社入社 平成11年12月 Global Crossing Japan 株 式会社入社 平成14年11月 ボーダフォン株式会社入社 平成20年11月 株式会社インテック入社 平成21年4月 同社取締役首都圏本部長、 社会基盤事業部長 平成22年4月 同社取締役首都圏本部長、 SI事業本部担当 平成23年4月 同社専務取締役首都圏本部 長、SI事業本部担当、コン サルティング事業部担当 平成24年6月 同社専務取締役首都圏本部 長、SI事業本部担当、コン サルティング事業部担当、 海外事業部担当 平成25年4月 同社専務取締役首都圏本部 長、SI事業本部担当、コン サルティング事業部担当、 海外事業部担当、製造事業 部長 平成25年9月 当社取締役（現任） 平成25年10月 株式会社インテック専務取 締役首都圏本部長、SI事業 本部担当、コンサルティング 事業部担当、海外事業部 担当 平成27年5月 同社専務執行役員首都圏本 部長（現任）	0株

- (注) 1. 占部利充氏、菊池武志氏及び平野尚也氏は社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- 占部利充氏は、総合商社における同氏の豊富な業務経験と、企業経営に関する見識を当社で活かしていただくために選任をお願いするものであります。
- 菊池武志氏は、通信事業における同氏の豊富な業務経験と、企業経営に関する見識を当社で活かしていただくために選任をお願いするものであります。
- 平野尚也氏は、IT事業における同氏の豊富な業務経験と、企業経営に関する見識を当社で活かしていただくために選任をお願いするものであります。
- (2) 当社社外取締役の就任期間
- 占部利充氏は、平成25年4月から当社社外取締役を務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって2年3か月となります。
- 平野尚也氏は、平成25年9月から当社社外取締役を務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって1年10か月となります。
3. 法令及び定款に基づき、占部利充氏及び平野尚也氏は当社との間において、次のとおり責任限定契約を締結しております。両氏が再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。また、菊池武志氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。さらに、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、成田恒一氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- ・本契約締結後、本役員が会社法第423条に基づき損害を賠償する責任を負う場合において、本役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本役員の会社に対する責任は、会社法第425条第1項で定められる最低責任限度額を限度とする。
4. 占部利充氏の過去5年間及び現在の三菱商事株式会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、三菱商事株式会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 品川プリンスホテル メインタワー26階「パール26」
東京都港区高輪四丁目10番30号
電話 (03) 3440 - 1111 (代表)



(会場への交通機関)

J R 線 }
京浜急行線 } 品川駅(高輪口)駅前
東海道・山陽新幹線 }

お願い：当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。